

京都市消防職員の特例退職等に関する規程

平成 4 年 4 月 1 日
京都市消防局訓令乙第 3 号
各 部
消防団・自主防災推進室
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防職員特別退職等措置要綱の全部を次のように改正する。

京都市消防職員の特例退職等に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、京都市消防職員（非常勤職員、臨時的に任用される職員及び消防局長（以下「局長」という。）が指定する職員を除く。以下「職員」という。）の特例退職に係る退職手当の基本額等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この訓令において「特例退職」とは、京都市職員退職手当支給条例（以下「条例」という。）第 3 条第 1 項第 1 号に規定する廃職又は過員に準じる事由による 50 歳以上の職員に係る退職（退職の日の年齢が 59 歳 6 月以上である職員にあっては、60 歳に達した日以後における最初の 3 月 31 日前 1 年以前の退職に限る。）で、局長が特に適当と認めるものをいう。

(特例退職に係る退職手当の基本額)

第 3 条 特例退職に係る退職手当の基本額は、条例第 3 条第 3 項の表中「勤続期間に応じ 100 分の 20 以内の割合」とあるのを「勤続期間及び年齢に応じ京都市消防職員の特例退職等に関する規程別表に掲げる割合」として、同条の規定を適用して算定した額とする。

(公務災害等による退職に係る退職手当の特例)

第 4 条 公務災害その他の事情による退職で、局長が特に適当と認めるものに係る退職手当については、特別の取扱いをすることがある。

(死亡による退職に係る退職手当の基本額)

第 5 条 職員が在職中に死亡した場合の退職手当の基本額は、特例退職に係る退職手当の基本額に相当する額とする。この場合において、50 歳未満の職員については、その年齢を 50 歳とみなす。

(補則)

第 6 条 この訓令の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(管理監督職を占める職員の特例退職に係る退職手当の基本額に関する特例)

- 2 条例附則第12項の規定の適用を受ける職員が京都市職員の定年等に関する条例第7条に規定する管理監督職勤務上限年齢に達する日以後における最初の3月31日(同条例第9条各項の規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項において同じ。)(同条各項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した場合にあっては、当該異動期間の末日の前日)に退職した場合における第3条の規定の適用については、当分の間、第2条中「50歳以上の職員に係る退職(退職の日の年齢が59歳6月以上である職員にあっては、60歳に達した日以後における最初の3月31日前1年以前の退職に限る。)」とあるのは「京都市職員の定年等に関する条例第7条に規定する管理監督職勤務上限年齢に達する日以後における最初の3月31日(同条例第9条各項の規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この条において同じ。)(同条各項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した場合にあっては、当該異動期間の末日の前日)の退職」と、第3条中「年齢」とあるのは「退職の日の翌日から定年に達する日以後における最初の3月31日までの年数(当該年数に1年未満の端数が生じた場合においては、その端数が6月以上であるときはこれを1年とし、6月未満であるときはこれを切り捨てる。)」と、「別表」とあるのは「附則別表」とする。

附則別表

退職の日の翌日から定年に達する日以後における最初の3月31日までの年数	割 合
1年	0.024
2年	0.048
3年	0.072
4年	0.096
5年	0.12

附 則 (平成7年3月31日京都市消防局訓令乙第16号)

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年1月28日京都市消防局訓令乙第6号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この訓令による改正後の京都市消防職員の特例退職等に関する規程の規定は、平成15年1月1日以後に退職する職員について適用する。

(経過措置)

- 3 この訓令の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附 則（平成15年12月26日京都市消防局訓令乙第8号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成16年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この訓令による改正後の京都市消防職員の特例退職等に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後に退職する職員について適用し、同日前に退職した職員については、なお従前の例による。

附 則（平成16年3月31日京都市消防局訓令乙第9号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年7月22日京都市消防局訓令乙第3号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この訓令による改正後の京都市消防職員の特例退職等に関する規程の規定は、平成16年4月1日以後に退職する職員について適用し、同日前に退職した職員については、なお従前の例による。

附 則（平成19年8月16日京都市消防局訓令乙第2号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この訓令による改正後の京都市消防職員の特例退職等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成19年4月1日以後に退職する職員について適用し、同日前に退職した職員については、なお従前の例による。

(施行日前日額の特例)

- 3 京都市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成19年3月26日京都市条例第39号）（以下「改正条例」という。）附則第2項に規定する別に定める職員は、改正条例の施行の日以後に退職した場合において、この訓令による改正後の規程第3条及び第5条の規定を適用して退職手当の基本額が計算される職員とする。
- 4 改正条例附則第2項に規定する別に定める額は、職員が改正条例の施行の日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額並びに現に退職した日までの勤続期間及び同日における年齢に応じ改正後の規程別表に掲げる割合を基礎として、改正条例による改正前の京都市職員退職手当支給条例第3条第1項第1号、第2項及び第4項の規定により計算した退職手当の額とする。

附 則（平成２０年３月３１日京都市消防局訓令乙第１０号）
（施行期日）

１ この訓令は、平成２０年４月１日から施行する。

（適用区分）

２ この訓令による改正後の京都市消防職員の特例退職等に関する規程の一部を改正する規程（平成１９年８月１６日京都市消防局訓令乙第２号）の規定は、この訓令の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

附 則（平成２４年３月３０日京都市消防局訓令乙第３号）
この訓令は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則（令和４年３月３１日京都市消防局訓令乙第５号）
この訓令は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和４年６月２０日京都市消防局訓令乙第１号）
この訓令は、令和４年７月１日から施行する。

附 則（令和５年３月３１日京都市消防局訓令乙第１６号）
（施行期日）

１ この訓令は、令和５年４月１日から施行する。

（適用区分）

２ この訓令による改正後の京都市職員の特例退職等に関する規程の規定は、この訓令の施行の日以後に退職する職員について適用し、同日前に退職した職員については、なお従前の例による。

附 則（令和６年３月２７日京都市消防局訓令乙第１５号）
（施行期日）

１ この訓令は、令達の日から施行する。

（適用区分）

２ この訓令による改正後の京都市職員の特例退職等に関する規程の規定は、この訓令の施行の日以後に退職する職員について適用し、同日前に退職した職員については、なお従前の例による。

別表（第 3 条関係）

特例退職の日に おける年齢	勤 続 期 間		
	1 5 年 以 上	8 年 以 上 1 4 年 以 下	7 年 以 下
5 0 歳以上 5 6 歳未満	0. 2	0. 15	0. 1
5 6 歳以上 5 7 歳未満	0. 16	0. 12	0. 08
5 7 歳以上 5 8 歳未満	0. 12	0. 09	0. 06
5 8 歳以上 5 9 歳未満	0. 08	0. 06	0. 04
5 9 歳以上 6 0 歳未満	0. 04	0. 03	0. 02